

税の申告が始まります

2月16日～3月16日

今年も税の申告の季節がやって来ました。町民税（住民税）の申告、所得税の確定申告と納税は、いずれも2月16日から3月16日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。土曜・日曜日はお休みとなりますが、2月22日・3月1日の日曜日、午前中については、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。（3ページの日程表参照）

毎年、申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、地区相談日を確認の上早めの申告をお願いします。



所得税の申告

◎申告が必要な人

平成20年1月から12月までの事業・その他所得金額の合計額が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超えるとき。ただし、配当控除額が課税総所得金額に対する税額を超える場合を除く。

給与所得のある人で、次のいずれかに該当する人

- ・ 給与の年収が2千万円を超える人
- ・ 給与以外の所得が20万円を超える人
- ・ 給与の支払いを2ヶ所以上から受けている人

◎還付申告で税金がもどる人

給与所得のある次のような人は、確定申告をすると所得税がもどってくる場合があります。

- ・ 災害にあつた人
- ・ 多額の医療費を支払った人
- ・ マイホームをローンなどで取得した人で、一定の要件にあてはまる人
- ・ 退職し再就職をしていない人
- ・ 年の途中で退職し再就職していない場合、その年の給与については普通年末調整がされていません。所得税を納めすぎている場合、確定申告をすると所得税がもどります。
- ・ 源泉徴収票、各種証明書、領収書などをお持ちください。なお、還付申告は2月2日から受付します。（給与・年金のみ）

◎譲渡所得がある人

平成20年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

◎贈与税の申告

平成20年分の贈与税申告と納税は、2月2日から3月16日までです。昨年1年間に贈与を受けた方は、贈与税の申告が必要です。

なお、贈与税の申告は、原則的に佐原税務署での申告となります。

◎青色申告で合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成21年分から青色申告をする方は、3月17日までに青色申告承認申請書を提出してください。

◎農業所得の申告

農業所得は、収支計算書に基づき算出することになります。



申告には、「収支内訳書」の添付が必要ですが、内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳などと内容確認のため、次の書類もご用意ください。

- 〔収入に関するもの〕
- ・ 出荷や販売した農作物、金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）
- ・ 受取共済金、補償金、雑収入などの金額
- ・ 農作物の家事消費量（経費に関するもの）
- ・ 小作料、作業委託料、雇人費、リースセンター使用料、土地改良費などの領収書

または、役場町民課税務係 ☎ 2112 まで。